

## 児童館・こどもクラブについて

## 児童館

## 1 東京都台東区立児童館条例の一部改正

## (1) 改正内容(別紙1参照)

今戸こどもクラブの設置場所とするため、今戸児童館3階第2遊戯室の規定を廃止する。

## (2) 施行日

平成27年4月1日

## 2 児童館の活用による高学年児童の居場所づくり

高学年児童の居場所づくりについては、児童館の機能を充実させ、児童館においてこどもクラブに準じた見守り事業を実施する。また、学校長期休業期間においては、児童館施設の一部の開館時間を早め、児童の居場所づくりに資するものとする。

区 分	高学年の居場所づくり (ランドセル来館)	学校長期休業期間の 児童館早期開館
対 象	こどもクラブの待機児童	全児童
定 員	各児童館20名程度	なし
実施時間	学校登校日 月～金曜日の放課後～午後6時 学校長期休業期間 月～金曜日の午前8時～午後6時	学校長期休業期間 月～金曜日の午前8時～9時30分
内 容	学校から直接来館し、帰宅時間まで利用する。 出欠確認、保護者との連絡等、必要な見守りを行う。	施設の一部を開放し、職員が見守りを行う。
実施箇所	児童館4館(千束 松が谷 今戸 寿)で実施	
実施開始日	平成27年4月1日	
利用料	無 料	

## こどもクラブ

### 1 東京都台東区こどもクラブ条例の一部改正

#### (1) 改正内容(別紙2参照)

浅草こどもクラブが浅草小学校内に移転するため、実施場所を改正する。  
今戸児童館内に今戸こどもクラブを開設するため、その名称及び実施場所を追加する。

#### (2) 施行日

平成27年4月1日

### 2 平成27年度以降のこどもクラブの対応

#### (1) 基本的な考え方

保育所入所申請者数の増加などの状況から、今後もこどもクラブのニーズが高まることが予想されており、平成27年度以降のこどもクラブの対応については、「子ども・子育て支援事業計画」(別紙3参照)に基づき、こどもクラブを計画的に整備する。

#### (2) 平成27年度の具体的対応策

既存クラブの定員の適正化による57名分の受入枠確保  
今戸こどもクラブ(定員40名)の開設

#### (3) 今後の対応

定員の適正化によってもなお、不足が生じる小学校区については、確保策の方針に基づき、27年度以降の需要予測を踏まえて、緊急度の高い学区域を優先して整備を進めるものとし、整備箇所及び手法等について検討する。